

川崎市立井田病院保育室運営基準

平成19年4月1日

19川井病庶第231号

(趣旨)

第1条 この基準は、川崎市立井田病院（以下「病院」という。）に勤務する看護師等のための保育室（以下「保育室」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 保育室の名称は、川崎市立井田病院保育室とする。

(定員)

第3条 保育室の定員は、21人とする。ただし、これは一度に保育する人数であり、登録数はこの限りではない。

(入室基準)

第4条 保育室に入室できる乳幼児は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 3歳未満（3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間を含む。）

であること。ただし、一時保育に限り、就学前児童までを対象とする。

(2) 病院に勤務する医師及び看護師その他病院長が必要があると認める者

（以下「職員」という。）が保護者であること。

(休室日)

第5条 保育室の休室日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

ただし、病院長は、特に必要があると認めるときは、休室日に開室し、又は臨時に休室することができる。

(保育時間)

第6条 保育室の保育時間は、次のとおりとする。ただし、病院長は、特に必

要があると認めるときは、保育時間を変更することができる。

(1) 基本保育時間

午前7時から午後7時まで

(2) 延長保育時間

午後7時から午後9時まで

(3) 一時保育時間

午前7時から午後7時まで

(4) 準夜勤務一時保育時間

午後3時から午後9時まで

(入室の承認)

第7条 乳幼児の入室を希望する職員は、原則として入室しようとする日の1月前までに、川崎市立井田病院保育室入室申込書（第1号様式）を病院長に提出しなければならない。

2 病院長は、前項の規定による申込みがあったときは、入室の諾否を決定し、同項に規定する職員にその結果を川崎市立井田病院保育室入室承認（不承認）通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(承認の取消し)

第8条 病院長は、職員が偽りその他不正な手段により前条第2項の規定による承認（以下「入室承認」という。）を受けたときは、当該入室承認を取り消すことができる。

(退室届)

第9条 入室承認を受けた職員は、保育室に入室している乳幼児（以下「入室乳幼児」という。）を退室させようとするときは、あらかじめ川崎市立井田病院保育室退室届（第3号様式）を病院長に提出しなければならない。

(保育料)

第10条 保育室の保育料（以下「保育料」という。）は、次のとおりとする。

（1）基本保育料

川崎市保育所の市民税額所得割課税額に係る区分を準用する。ただし、月額13,000円を下限とする。

（2）延長保育料

1回あたり600円とし、延長保育時間に利用する場合に徴収する。ただし、1月3,000円を上限とする。なお、入室承認を受けた職員の利用日における正規の勤務時間が延長保育時間にあたる場合は、延長保育料は徴収しない。

（3）一時保育料

1回あたり3,000円とし、延長保育時間に利用する場合は、別途延長保育料を徴収する。なお、入室承認を受けた職員の利用日における正規の勤務時間が延長保育時間にあたる場合は、延長保育料は徴収しない。

（4）準夜勤務一時保育料

1回あたり2,000円とする。

2 基本保育料について、保育期間の最初の日又は最後の日が月の途中であるときの当該月の保育料は、月額を日割計算した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 一時保育及び準夜勤務一時保育の利用回数は、合わせて10回を上限とし、それを上回る利用回数の場合は、基本保育料を徴収する。

4 病院長は、毎年9月に継続利用児童の基本保育料を見直し、職員にその結果を川崎市立井田病院保育室基本保育料変更通知書（第6号）により通知しなければならない。

（保育料の支払）

第11条 保育料は、入室承認を受けた職員が、毎月分を翌月15日までに支

払うものとする。

(基本保育料の減額)

第12条 第10条の規定にかかわらず、病院長は、入室承認を受けた職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、基本保育料から当該各号に定める額を減額することができる。

(1) 職員の配偶者の失業若しくは疾病等又は災害等により、保育料の支払いが困難であると病院長が認める場合その他病院長が特に必要があると認める場合 基本保育料の半額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(2) 職員と生計が同一の子が2人以上いる場合は、第2子の保育料について川崎市保育所の市民税額所得割課税額に係る区分を準用する。ただし、月額13,000円を下限とする。また、第3子以降については第2子の保育料と同額とする。

2 前項の減額を受けようとする職員は、川崎市立井田病院保育室基本保育料減額申請書（第4号様式）を病院長に提出しなければならない。

3 病院長は、前項の規定による申請があったときは、減額の諾否を決定し、同項の職員にその結果を川崎市立井田病院保育室基本保育料減額承認（不承認）通知書（第5号様式）により通知しなければならない。

4 第1項の減額は、前項の承認があった月から適用する。

(食事代等の負担)

第13条 乳幼児の食事代、補食代等の費用は、次のとおりとする。

(1) 午前補食代、昼食代、午後補食代は、基本保育料及び一時保育料に含まれる。

(2) 夕食代、夕補食代は、入室承認を受けた職員が、別途負担するものとする。なお、夕食代は1食あたり300円、夕補食代は1食30円とする。

(3) 入室承認を受けた職員の利用日における正規の勤務時間が延長保育時間にあたる場合は、夕食代及び夕補食代は、基本保育料及び一時保育料に含まれる。

(4) その他、必要な経費は、入室承認を受けた職員が、別途負担するものとする。

(5) 第2号及び第4号に定める費用は、入室承認を受けた職員が、毎月分を翌月15日までに支払うものとする。

(委任)

第14条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、病院長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際現に保育室に入室している乳幼児は、この基準により入室したものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 基本保育料については、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間は、その半額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間は、その7割5分（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、第10条第1号ただし書きの金額を下回らないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和7年9月1日から施行する。